

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 京都府立医科大学附属病院機能強化ビジョン策定業務
2. 計画施設概要
- (1) 施設名称 京都府立医科大学
- (2) 敷地の場所 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
- (3) 施設の用途 総合病院
(平成21年国土交通省告示15号 別添二 第十号第2類とする。)
3. 設計と条件
- (1) 敷地の条件
- a 敷地の面積 43,847.71㎡
- b 用途地域及び地区の指定 近隣商業地域、第二種中高層住居専用地域
12m第3種高度地区、20m第3種・第4種高度地区、旧市街地型美観地区
岸辺型美観地区、沿道型美観地区
- (2) 施設の条件
- a 施設の延面積 A~D病棟、中央診療棟、北病棟 約55,000㎡
- b 主要構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- c 耐震安全性の分類
「総合耐震計画基準」(平成8年10月24日付け建設省営計発第100号)による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。(○印を適用する。)
- | | | | |
|------------|---|----|-------|
| 1) 構造体 | I | II | III 類 |
| 2) 建築非構造部材 | A | | B 類 |
| 3) 建築設備 | 甲 | | 乙 類 |
- (3) 建設の条件
- a 工事費 入札通知書による
- b 工事工期 入札通知書による
- (4) その他の与条件 別添 設計概要書による
- (5) 基本設計図書の最終提出期限 平成27年3月25日
- (6) 業務委託工期 入札通知書による

【電子納品対象業務】

電子納品の対象範囲については、「II業務仕様6.提出成果物等」のとおりです。

Ⅱ 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（平成21年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で□については☑印部分適用する。

2. 設計業務の内容及び範囲（委託欄に☑印をしたものを適用する。）

(1) 一般業務

a 基本設計☑

委託	業務内容	特記事項
<input checked="" type="checkbox"/>	建築（総合）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
<input checked="" type="checkbox"/>	建築（構造）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
<input checked="" type="checkbox"/>	電気設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
<input checked="" type="checkbox"/>	機械設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
<input type="checkbox"/>		

(2) 追加業務

a 基本・実施共通

委託	業務内容	特記事項
<input checked="" type="checkbox"/>	積算業務 <input checked="" type="checkbox"/> 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） <input checked="" type="checkbox"/> 電気積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） <input checked="" type="checkbox"/> 機械積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）	工事費概算額算定
<input checked="" type="checkbox"/>	透視図作成 外観（3）枚 大きさ（ ） 額の有無（ ） 内観（10）枚 大きさ（A3） 額の有無（ ） 鳥瞰（ ）枚 大きさ（ ） 額の有無（ ）	
<input type="checkbox"/>	透視図の写真作成（ ）カット 枚数各（ ）枚 大きさ（ ） 電子データ（ ）	
<input type="checkbox"/>	模型製作 縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ）	

委託	業務内容	特記事項
<input type="checkbox"/>	模型の写真製作 () カット 枚数各 () 枚 大きさ () 電子データ ()	
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁との打合せ <input checked="" type="checkbox"/> 建築主事 <input checked="" type="checkbox"/> 消防署 <input checked="" type="checkbox"/> 保健所 <input checked="" type="checkbox"/> 警察署 <input checked="" type="checkbox"/> 関係市町村 <input checked="" type="checkbox"/> 労働基準監督署 <input checked="" type="checkbox"/> 関西電力 <input checked="" type="checkbox"/> 大阪ガス <input checked="" type="checkbox"/> N T T <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> その他法令手続	<input checked="" type="checkbox"/> の官公署と打合せを行うこと。 なお、 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外にも必要があれば行うこと。
<input type="checkbox"/>	計画通知手続き業務	
<input checked="" type="checkbox"/>	関係法令に基づく各種手続き業務 (標識看板の作成、設置報告等の届け出)	基本設計に伴い 必要な範囲
<input type="checkbox"/>	防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務	
<input type="checkbox"/>	省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務	
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成	
<input type="checkbox"/>	建築物の利用に関する説明書の作成	
<input type="checkbox"/>	住民説明等に必要資料の作成 (法令等に基づくものを除く)	
<input type="checkbox"/>	日影図の作成	
<input type="checkbox"/>		
<input checked="" type="checkbox"/>	附属病院機能強化ビジョン策定	
<input checked="" type="checkbox"/>	経営収支シュミレーション等策定	
<input type="checkbox"/>		
<input checked="" type="checkbox"/>	各種検討委員会等資料作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	実施設計及び工事の発注方式の提案	
<input checked="" type="checkbox"/>	打合せ、資料準備等調整業務	
<input type="checkbox"/>		

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- a 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準によって行う。
- b 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準によって行う。
- c 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- d 建築改修に伴う既存設備機器の安全確認等については各設備技術者と協議を行うこと。

(2) 適用基準等

本業務には以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

建築工事設計図書作成基準	平成 21 年版
公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	平成 25 年版
公共建築工事標準仕様書 (電気設備/ 機械設備工事編)	平成 25 年版
公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)	平成 25 年版
公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備/ 機械設備工事編)	平成 25 年版
建築工事標準詳細図	平成 22 年版
電気設備工事標準図 / 機械設備工事標準図	平成 25 年版
建築設備工事設計基準・要領	平成 21 年版
建築工事監理指針	平成 25 年版
建築改修工事監理指針	平成 22 年版
電気設備工事監理指針 / 機械設備工事監理指針	平成 25 年版
公共建築数量積算基準	平成 18 年版
公共建築設備数量算出基準	平成 15 年版

公共建築工事積算基準	平成	19	年版
公共建築工事標準単価積算基準	平成	25	年版
京都府建設交通部営繕課 建築主体工事積算参考資料	平成	25	年版
京都府建設交通部営繕課 電気/機械設備工事積算参考資料	平成	25	年版
官庁施設の総合耐震計画基準	平成	8	年版
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	平成	8	年版
敷地調査共通仕様書	平成	11	年版
木造建築工事標準仕様書	平成	25	年版
建築構造設計基準	平成	21	年版
擁壁設計標準図	平成	12	年版
構内舗装・排水設計基準	平成	13	年版

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を添付する。

- ①業務着手届
- ②業務工程表
- ③管理技術者通知書
- ④管理技術者経歴書
- ⑤主任・担当技術者実績

④管理技術者経歴書及び管理・主任技術者実績には次の内容を記載する。

- (a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成11年度以降の同種又は類似業務の実績、平成11年4月以降に担当した京都府発注の業務実績及び手持業務の状況
- (b) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成11年度以降の同種又は類似業務の実績、平成11年度以降に担当した京都府発注の業務実績及び手持業務の状況
- (c) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、平成11年度以降の同種又は類似業務の実績
- (d) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力がある場合）
- (e) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数・平成11年4月以降の当該分野における業務の実績・手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
- (f) プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合の業務履行
受注者は、プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。
なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

注1) 建築士については、免許証等の写しを添付すること。

注2) 添付した免許証については、免許証の原本と本人確認書類を提示し、監督職員の確認を受けること。

注3) 協力事務所については（予定）とし、別途、「業務委託承諾願」を提出し、発注者の承諾を得ること。

注4) 協力事務所の建築士については、業務委託承諾願に免許証の写しを添付すること。

注5) 協力事務所の建築士については、受注者において免許証の原本と本人確認書類の照合を行い、確認結果を報告すること。

注6) 建築士の免許証の原本確認にあたり、原本の提示が行えない場合等には監督職員に報告すること。

注7) 建築士の免許証の確認が出来ない場合には、本業務の担当者として認めない

場合があるので注意すること。

注8) 「平成11年度以降の同種又は類似業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

- ① 平成11年4月以降に完成した施設の設計業務実績
- ② 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）

(4) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士
- 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

(5) 貸与資料等

- 貸与する資料等
- 適用基準等のうち、貸与とされているもの。
 - 本仕様書文中で、貸与としているもの。
 - 本施設の図面（必要な部分の北°-）
 - 本施設にかかる法令関係図書
 - 京都府立医科大学附属病院病棟再編整備計画策定業務（平成23年度）関係資料一式
 - 現況調査報告書（建築）
 - 現況調査報告書（建築）別冊現況写真
 - 現況調査報告書（設備）
 - 現況図（電気設備・機械設備）
 - 病棟再編整備基本方針
 - 病棟再編整備計画概略まとめ
 - 病棟再編整備計画
 - 病棟再編整備計画（資料編）
 - 再編概算単価資料
 - 再編整備策定業務以降協議
 - 京都府立医科大学附属病院整備計画

貸与品は契約書の規定に基づき管理し、所定の時期、場所に返却のこと。

貸与場所（ 施設課 ） 貸与時期（ 契約後 ）
返却場所（ 施設課 ） 返却時期（ ）

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a 業務着手時
- b 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき。
- c その他

(7) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲 ()
 - ・ 指定部分の履行期限 ()
- (b) 成果物の提出場所 ()
- (c) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

- (d) 写真の著作権の権利等について
受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
- ① 写真は、京都府が行う事務並びに京都府が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (e) 設計業務に関する一般業務の内容及び範囲について
別表1による。
- (f) 改修工事実施設計業務における図面目録について
別表2による。

6. 提出成果物等

提出成果物は下表のうち委託欄の☑印部分を適用する。(数字は提出部数を示す)

図面の大きさ 基本設計 A-1 A-2、実施設計 A-1 A-2

原図、正本には設計者名及び押印して提出。

本設計委託業務は電子納品対象業務です。

京都府電子納品ガイドライン（建築工事及び建築設計業務編）に基づき図面書類等を電子納品して下さい。なお、電子納品の対象範囲は下表電子納品欄のとおりです。
ガイドライン掲載ページ：<http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>

(1) 基本設計☑

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
	《建築意匠》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図	1部	5部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計説明書	1部	5部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
	《建築構造》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本構造計画案	1部	5部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	構造計画概要書	1部	5部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
	《設備》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図	1部	5部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設備計画概要書、仕様概要書	1部	5部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
	《共通》			
<input checked="" type="checkbox"/>	法令協議結果報告書	1部	5部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	全体工事費概算書	1部	5部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	病棟整備再編案及び全体工程表	1部	5部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

(2) 実施設計☐

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
	《建築工事》			
<input type="checkbox"/>	意匠設計図、特記仕様書・工事概要書	1部+縮小1	1部 縮小2	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	構造計算書	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	構造設計図、構造仕様書	1部+縮小1	1部 縮小3	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象*
<input type="checkbox"/>	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC）	1部+CD-R	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
	《設備工事》			
<input type="checkbox"/>	設備設計図	1部+縮小1	1部 縮小2	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	設備設計計算書	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象*
<input type="checkbox"/>	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC）	1部+CD-R	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	計画通知書（確認申請プログラム等含む）	1部+CD-R	4部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	日影図（既存建築物）	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	各種官庁届出書等	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象

(3) 基本・実施共通

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁打合せ報告書（建築、電気、機械）	1部	3部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	建築、電気、機械の連絡調整打合せ記録	1部	3部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設計協力者名簿及び打合せ記録	1部	3部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	透視図（ ）	1式	3部(写真)	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input type="checkbox"/>	模型（ ）	1式	3部(写真)	<input type="checkbox"/> 対象*
	資料、報告書類			
<input checked="" type="checkbox"/>	現地調査報告書	1部	3部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	地質調査報告書	1部	3部	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各技術資料	1部	3部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	各調査記録書(現地調査、施設調査等)	1部	3部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	附属病院機能強化ビジョン策定報告書	1部	5部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	収支シュミレーション報告書	1部	5部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各種検討委員会用協議資料	1部	5部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各種発注手法比較検討書	1部	5部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

注 * =Excel、Word、一太郎で作成された場合、写真の場合。

縮小=縮小版（A-3判）の原図、製本を提出。（写真）=額入りとする。

図面=原図(図面ファイル入)、製本(背張り製本)。書類=正本、副本(フラットファイル綴程度)。

7. その他の特記事項

(1) 標準設計の使用

京都府が定めた標準設計を使用する場合は、標準設計図に準拠して設計を行い、監督職員の承認を得ない限りこれを変更してはならない。

(2) 現地調査

設計計画に伴う測量及び施設調査（電気、給排水、汚水等）（別図の範囲）

- 測量等の方法 専門業者による測量及び調査
 設計事務所職員等による測定及び調査

(3) 製図

- a 製図法は、JISA0150（建築製図）及びJISZ8302（製図通則）による。
- b 製図は「国土交通省電子納品要領、京都府電子納品ガイドライン（建築設計業務編）」に基づきCADにて作成する。
- c 寸法数量単位はメートル法による。寸法線の記載数字は原則としてミリメートル単位で記入する。
- d 図面枠、特記仕様書は、京都府が定めた様式とし、記載事項についてはあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。
- e 表紙及び図面リストを作成してください。

(4) 設計図書

- a 構造計算書の様式は、日本建築学会発行の各出版物に記載のある様式に準ずる。
- b 特殊な構造を使用する場合には、あらかじめ強度試験を行うものとし、費用は設計受託額に含まれるものとする。
- c 電気及び機械設備計算書は京都府指定様式により、計算にあたってはあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。
- d メーカーの資料については、事前に監督職員の指示を受けるものとし、図面には原則として特定の製品名、会社名をつけない。
メーカー等が作成した図面の提出は認めない。
- e 積算内訳書書式は、府が定めた内訳書書式（積算システム）による。（別紙1参照）
- f 単価は、月間刊行物の掲載価格（2誌の比較）とする。刊行物にない価格は見積りによることとし、3社以上の見積りを徴すること。（その他別に定める積算基準によるものとする。）
- g 諸資材は、“つとめて”京都府内産を使用するよう考慮すること。

(5) 検査等

- a 検査 提出した設計図書は、監督職員の検査に合格しなければならない。
検査の結果、指摘された事項は、速かに訂正しなければならない。
- b 工事中、設計図書に疑義が生じたとき等は、担当者を現場に派遣し説明すること。
- c 工事完成後の図面に訂正がある場合は修正を速に行うこと。

~~(6) 指定部分の範囲~~

~~設計業務委託契約書第36条に規定する「指定部分」については以下とする。~~
()

(7) 成果物の取扱い

提出されたCADデータについては、本設計に係る工事の請負業者に貸与し、施工図、完成図の作成及び、完成後の維持管理に使用します。

(8) 業務実績情報の登録（公共建築設計者情報システム[PUBDIS]）

- ・500万円以上の業務については、完了後10日以内にPUBDISに登録する。

別表 1

設計業務に関する一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

	告示 15号の業務内容		適用	備考
基本設計に関する業務	(1) 設計条件等の整理	i) 条件整理	△	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△	
	(2) 設計上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○	
	(4) 基本設計方針の策定	i) 総合検討	△	
		ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	△	
(5) 基本設計図書の作成		○		
(6) 概算工事費の検討		○		
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		△		
実施設計等に関する業務	(1) 要求の確認	i) 建築主の要求等の確認	×	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	×	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の確認	×	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	×	
	(3) 実施設計方針の策定	i) 総合検討	×	
		ii) 実施設計のための基本事項の確定	×	
		iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	×	
(4) 実施設計図書の作成	i) 実施設計図書の作成	×	特記仕様書は本府書式による。	
	ii) 確認申請図書の作成	×		
(5) 概算工事費の検討		×		
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		×		
設計意図伝達に関する業務	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		×	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		×	

※ 1 本委託業務において、発注者が行う業務又は本業務に含まない内容を「×」、発注者が業務の一部を行うものを「△」及び、受託業者で行う業務を「○」で示す